

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ 様

放射線照射ジャガイモの「安全性の懸念」の有無についてのご質問について

5月23日付けでいただきました食品安全委員会あてのご質問につきまして、回答いたします。

発芽防止の目的でジャガイモに放射線を照射することは、食品衛生法に基づく規格基準で認められています。

この規格基準は平成15年の食品安全委員会の発足より前（昭和47年）に策定されたものであり、食品安全委員会として評価を行ったものではありませんが、現在、世界保健機関（WHO）においては、吸収線量10 kGy までであれば食品の健全性に問題がないとしている一方、我が国の食品衛生法に基づくジャガイモに対する基準では、150 Gy（0.15 kGy）とされています。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補として食品への放射線照射の安全性について議論された際は、放射線照射されたジャガイモについては、既に厚生労働省が基準を策定していることから、評価案件とはされませんでした。

食品への放射線照射については、放射線照射食品の安全性に関する調査や海外から講師を招聘した意見交換会を行い、それぞれ概要をホームページに掲載しています。調査については食品安全委員会のホームページから「食品安全総合情報システム」→「調査情報」→「平成16年度」、意見交換会については「意見交換会」→「平成19年度開催実績」と進むと御覧いただけますが、容易にアクセスしていただけるよう、ホームページ構成の見直しを検討いたします。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20040331016>

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20050331032>

<http://www.fsc.go.jp/koukan/risk190903/risk-tokyo190903.html>

さらに、食品安全委員会の公募型研究である食品健康影響評価技術研究により、平成21年度から3年計画で、食品に放射線を照射した場合に検出されるアルキルシクロブタノンについて、健康影響に関する科学的知見を収集するための研究が実施されているところです。この研究事業についても、成果が得られた後に広く国民の皆様へ情報発信をしていく予定です。

平成22年6月7日
内閣府食品安全委員会事務局
事務局長 栗本 まさ子